

## 府議付議事案書

開催・令和元年8月29日

所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	鈴木 菜穂美				
件 名	東大和市コミュニティタクシー試行運行事業補助金交付要綱 について						
関係規則	東大和市補助金等交付規則	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項			
事項	部課機関						
<p><b>1. 要旨</b></p> <p>公共交通空白地域で、地域主体による検討会が組織された湖畔地域及び芋窪地域において、「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」に基づき、市民、事業者及び市の協働によりコミュニティタクシーの運行について検討を進めてきた。</p> <p>ここで、関係機関との調整が調った湖畔地域について本格運行の際の課題を検証し、解決に向けた取組みを行うための6か月間を期間とする試行運行の実施に係る補助金について補正予算を提出した。</p> <p>当該補助金を適正に執行するため、標記要綱を制定するものである。</p>							
<p>(1) 主な内容</p> <p>①目的 補助対象事業に係る補助金を交付することについて必要な事項を定め、当該事業の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>②補助対象者 東大和市コミュニティタクシーの試行運行に係る協定を締結した事業者</p> <p>③補助対象事業 同協定に基づいて行うコミュニティタクシー試行運行事業</p> <p>④補助対象経費 運行経費（人件費、運行管理経費、燃料油脂費、車両修繕費、諸税・保険料、施設使用料、車両費）から収入（運賃収入、広告料収入）を減じた額</p> <p>⑤補助金額 予算額を限度とする。</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 補助金の支出を適正に行うことができ、事業の円滑な実施に資することができる。</p>							
<p><b>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</b></p> <p>令和元年第3回東大和市議会定例会に湖畔地域における試行運行に係る経費について補正予算を提案済み。</p> <p>（令和元年度における運行期間 2月4日～3月31日、補助金額 4,122千円）</p>							
<p><b>3. 留意事項（問題点等）</b></p> <p>試行運行は、本格運行において「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」に則った事業運営を行えるか否かを検証するために実施するものである。</p>							
<p><b>4. 主管部処理案（検討結果等）</b></p> <p>府議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。</p>							
<p><b>5. 審議結果</b></p>							

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。